

令和7年5月吉日

従業員 各位

株式会社クリエイト
代表取締役 荒谷 雄気

熱中症による健康障害の防止対策について

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける労働安全衛生規則が本年6月に一部改正されます。

については、熱中症による健康障害を防止するため、次のとおり各種熱中症対策を講じることとしましたので、迅速かつ確実な対応をお願いします。

記

1 労働安全衛生規則一部改正の趣旨

近年、職場において熱中症による

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生している
- 死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍である
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加が懸念される
- 健康障害のほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」が原因であることから、本年6月施行予定で同規則が改正され、事業者には早期発見、熱中症対策を義務付ける（罰則あり）ものです。

2 熱中症対策の担当者

熱中症対策の担当者は、常務執行役員及び各取引先担当者（以下「担当者」という）とする。

担当者不在の場合等は、各担当者が事前に指名した者を補助者とすることができるものとする。※詳細は別添有

3 熱中症対策の具体的対応

(1) 熱中症の恐れのある勤務者の早期発見と即報等（別添1フロー図参照）

ア 勤務中に自ら、または他の勤務者（派遣スタッフ含む）が熱中症のおそれありと判断した場合は、速やかに担当者及び補助者に即報するとともに、該当者の作業離脱、身体冷却（別添2参照）など必要な措置をとり、また、意識の異常等

がある場合には、ためらいなく救急隊を要請すること。

イ 担当者は、勤務者の配置先の管理者等に対し事前に、熱中症のおそれのある勤務者を発見した際には、担当者に対する即報等の協力依頼すること。

(2) 担当者等の措置

ア 熱中症のおそれがあるとの連絡を受けた担当者及び同勤務者は、可能な限り勤務者から症状等を聴取し、迅速かつ的確に判断して、作業離脱、身体冷却などの措置を行うよう指示するとともに、救急隊の要請や配置先の管理者などへの協力依頼を行うこと。

イ 担当者等は、速やかに自らまたは人員を当該勤務者の配置先や収容先医療機関に派遣し、勤務者の病状、措置状況等を把握し、必要な措置があれば実施すること。

ウ 担当者は、当該事案が発生した場合の、治療等を受ける医療機関を事前に確認し、取引先責任者及び現場担当者とも共有しておく。

エ 本対策については、入社手続き及び巡回等のあらゆる機会を通じて、勤務者に確実に周知徹底するとともに、熱中症等で措置した状況については確実に文書で記録化し、1年間保存すること。

4 確認事項等

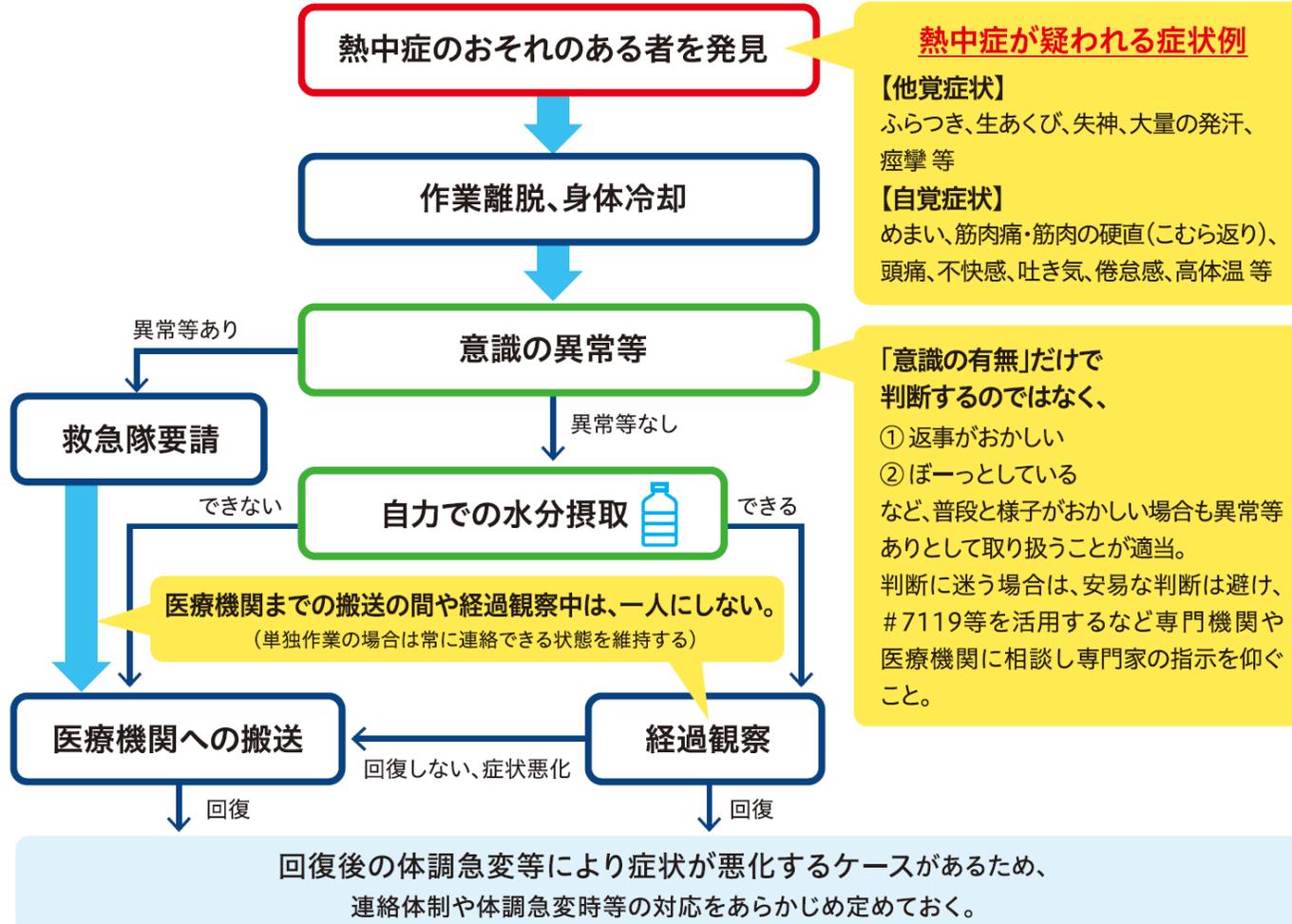
- ① 持病等がある従業員の場合は、かかりつけの医療機関等（必要に応じて）
- ② 取引先での熱中症対策内容等（参考までに）
- ③ 会社として別途熱中症対策（飲料等支給）について
- ④ 上記対策実施の場合は、対象となる取引先の決定（工場、事務所内その他）

以上

職場における熱中症対策の強化について

別添 1

熱中症のおそれのある者に対する処置



「命を救う行動」 現場で作業員が倒れたときの ○ 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...

① すぐに**119**番

救急車!!

② 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ 水をかけ全身を **急速冷却** 次頁参照

③ 救急搬送 ▼ 生還

すぐに**119**番 ▶ 水をかけ、全身を『**急速冷却**』 !

➡ 「水かけ」で急速冷却 (アスリートの世界では一般的)



© JSPO (公益財団法人日本スポーツ協会)

【スポーツ活動中の熱中症予防】 ch.5 身体冷却法 -応急処置編-
「水道水散布法」 2:46~参照

<https://www.youtube.com/watch?v=g2FZVArhb48&t=6s>

